

大和エネルギー株式会社「(仮称) DREAM Wind 佐賀唐津風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和3年10月28日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) DREAM Wind 佐賀唐津風力発電事業環境影響評価方法書について、大和エネルギー株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、佐賀県知事及び福岡県知事からの意見を勧案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：佐賀県唐津市  
原動力の種類：風力(陸上)  
出力：最大32,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和2年 7月 6日
環境大臣意見受理	令和2年 9月10日
経済産業大臣意見発出	令和2年10月 1日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和3年 1月13日
住民意見の概要等受理	令和3年 7月 2日
佐賀県知事意見受理	令和3年 9月30日
福岡県知事意見受理	令和3年10月 1日
経済産業大臣勧告発出	令和3年10月28日

問合せ先：電力安全課 沼田、江藤、須之内  
電話03-3501-1742(直通)

大和エネルギー株式会社「(仮称) DREAM Wind 佐賀唐津風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告内容

1. 風力発電設備の稼働に伴う騒音については、スイッチュ音及び純音性成分の発生状況の把握を適切に行うこと。
2. 水質の調査に当たっては、局所集中的な降雨の傾向も踏まえた上で、適切な調査地点を設定するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 渡り鳥の調査に当たっては、過小評価とならないよう、調査時期及び日数について検討し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
4. 猛禽類の調査に当たっては、適切な調査期間を設定した上で、適切に調査、予測を実施し、定量的な評価を行うこと。
5. 女岳山頂付近やその東側との間には、小規模なアカガシ群落またはイヌシデ群落が残存していると考えられることから、植物相及び植生調査地点については改変予定区域を網羅するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(佐賀県知事及び福岡県知事からの意見書の写しを添付)